平成２８年６月２７日

伊豆の国市店舗リフォーム助成事業取扱規程

（目的）

第1条 この取扱規程は、地域経済の活性化並びに良好な景観づくり及び環境美化による観光客の

おもてなし等を目的として実施する伊豆の国市店舗リフォーム助成事業（以下「助成事業」と

いう。）について、その実施と運用方法等について、必要な事項を定めたものである。

（定義）

第2条 この取扱規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）会員　　 伊豆の国市商工会の会員（会費滞納会員を除く）

（2）店舗等 　店舗、その他これに類する建物（その敷地の用に供される土地等を含み、居住の用に供される部分又は居住の用に供することができると認められる部分を除く。）で会員事業者が事業の用に供するものをいう。 不動産業者の物件は除く。

（3）市税等 　市民税、固定資産税、国民健康保険税、およびその他の公課をいう。

（4）審査会 　伊豆の国市商工会長（以下「会長」という。）が、本助成事業に関する事務処理

等の円滑化を図るため、関係書類及び工事内容等の審査を行うために伊豆の国市商工会（以下 「商工会」という。）内に設置した会をいう。

（5）工事着工　工事着工は、養生、足場、一部取壊しや取外し等とし、審査会（現場検査等）が妥当と判断するものをいう。

（6）店舗リフォーム登録施工業者

平成28年度住宅新築及びリフォーム助成事業の登録施工業者であり、併せて会員であることを条件とする。

（7）元請業者　前号の店舗リフォーム登録施工業者をいう。

（助成対象者）

第3条 助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

（1）伊豆の国市商工会会員

（2）市税~~等~~の滞納がない者であること

（3）本助成事業の取消しを受けたことのない者

（4）1申請者（事業所）本助成事業の利用は、年度を通じ、1回限りとする

（助成対象店舗等）

第4条 助成金の交付対象となる店舗等は、市内に存する店舗等（1事業所につき1つの店舗等に限

る。）とする。 但し、不動産業者の物件は除く。

（助成対象工事等）

第5条 助成金の交付対象となる工事（以下「助成対象工事等」という。）は次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

（1）店舗等の改修、改装、増築、リフォーム等に係る工事等で別表第1に掲げるものであること。 （自家建設によるものを除く。）

（2）前号に該当する工事等に要する費用の合計（消費税及び地方消費税を含む。）が20万円以上であること。

（3）助成対象工事等は、元請業者1事業所とする。

（4）該当工事は、交付決定後着工し、年度末、最終審査会までにすること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事等は対象工事としない。

（1）公共工事の施工に伴う補償工事

（2）国、県、市等が実施している他の補助金等を利用する工事

（3）会長が助成対象工事等として適当でないと認めるもの

（助成金の額等）

第6条 助成金の額は、助成対象工事等に要する経費（消費税及び地方消費税を含む。）の2分の1（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）、50万円を限度とする。

2 助成金の交付回数は、1事業所につき1回限りとする。

（申請受付）

第7条 申請者は、助成対象工事等着工前に会長に対し助成事業申請書（以下「申請書」という。）より申請しなければならない。

2 申請受付は、予算の範囲で受付を行うものとする。（申請時の書類不備返却者を除く） ただし、予算の範囲を超えた場合には、超えた日をもって受付を終了することとし、予算の範囲を超えた日の受付分については、審査会による抽選により申請書の受付順位を決定する。

3 原則として、提出された書類（添付書類を含む）等は返却しないものとする。

4 申請書は、申請日より1月以内に工事着工するもの。

（提出書類）

第8条 助成金の交付を受けようとするには、次に掲げる書類を、会長に提出しなければならない。

（1）申請時

①伊豆の国市店舗リフォーム助成事業申請書（様式第1号）

②申請者、元請事業者は、市税等の滞納のない証明書（原本）（完納証明書）

③建物・土地等が自己所有である場合は平成28年度伊豆の国市固定資産評価証明書（原本）

又は登記簿謄本（原本）、賃貸物件である場合は、賃貸借契約書（写）、所有者の同意書

（原本）及びその所有者の印鑑証明書（原本）。

④工事内容及びその金額内訳等がわかる契約書（写）又は明細一覧書（写）

⑤工事前写真（撮影日を表示してある工事施工前箇所の状態が分かるもの）

⑥工事中写真（施工状況がわかるもの）

⑦平面図等（施工個所、工事の説明、写真撮影の位置及びその番号を記入）

⑧委任状（申請者が元請事業者に委任する範囲を記載）

⑨店舗リフォーム登録施工業者については、法人の場合は全部事項証明書、個人の場合、住民票を添付。

⑩前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

（2）完了時

①伊豆の国市店舗リフォーム助成事業工事完了報告書（様式第4号）

②該当工事箇所等の完了写真（申請時施工前提出写真、施工中写真と同箇所）

③元請事業者が対象工事費用の全額を受領した証（写）又は申請者の振込書（写）

④伊豆の国市店舗リフォーム事業変更届（様式3号）

工事金額、工事内容、工事期間等に変更があった場合は、その内容を記載した書類

⑤伊豆の国市店舗リフォーム助成事業請求書（様式第5号）

⑥必要に応じて、又は、抽出による現場確認調査

⑦前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

2 審査会は、審査のため必要があるときは、申請者もしくは施工業者に前項に掲げる書類以外の書類等の提出を求め、又は現場確認調査等を行うことができる。

（助成金の決定と確定）

第9条 会長は、第7条により伊豆の国市店舗リフォーム助成事業申請書の受付をしたときは、その内容を速やかに審査会に諮り、審査した結果を申請者に通知する。伊豆の国市店舗リフォーム助成事業交付（決定・不決定）通知書（様式第2号）

2 会長は、前項及び第7条の第1項2号の書類提出があった場合、その内容を速やかに審査会に諮り、審査した結果を申請者に通知する。伊豆の国市店舗リフォーム助成事業交付（確定・不確定）通知書（（確定通知）様式第5号）

（変更）

第10条 申請者は、申請後に工事期間、工事内容、請負金額等に変更が生じたときは、遅滞なく提出しなければならない。 伊豆の国市店舗リフォーム助成事業変更届（様式第3号）

2 申請書提出後、工事金額等に増額があった場合でも、助成の額の増額は認めない。

3 申請書提出後、工事金額等に減額があった場合は、助成の額を減額する。

4 上記各項に該当する場合であっても、会長が、やむを得ないと認める場合は、この限りではない。

（助成金の請求の方法）

第11条 申請者は、第9条第2項により交付の確定を受けた場合は、その通知を受けた日から1月以内に第7条第1項3号伊豆の国市店舗リフォーム助成事業（請求書）（様式第6号）により、請求しなければならない。

（助成金等の支給）

第12条 会長は、前条の請求があった場合は、速やかに助成金を申請者の口座へ振り込みにより支給する。 但し、市からの交付が無い場合は、この限りではない。

（申請の取り止めと取り下げ）

第13条 申請者は、助成対象工事等の中止、取り止め等により、申請を取り下げる事実が生じたとき、又は取り下げることとするときは、その日から1月以内に、伊豆の国市店舗リフォーム助成事業変更届（様式第3号）により会長に届け出なければならない。

（助成の取消し）

第14条 会長は、受給者が次の各号の一に該当する場合は、伊豆の国市店舗リフォーム助成事業（取消）通知書 （様式第7号）により、助成の取消しをする。

（1）法令違反、書類の偽造、虚偽記載、偽り、その他不正な手段等により助成の決定を受けたとき。

（2）本取扱規程に違反したとき。

（3）申請時の工事完了予定日から2月以内に完了報告、又は連絡等がないとき。

（4）助成金の支給を受けた日以後3年以内に申請者が会員でなくなったとき。（廃業、移転その他審査会が やむを得ない理由があると認める場合を除く）

（5）その他、会長又は審査会が助成の決定を取り消すべき事由があると認めたとき。

（助成金の返還）

第15条 会長は、前条の規程により助成を取り消した場合において、既に助成金が支給されているときは、期限を定めて当該助成金を返還させることができる。

2 前項により取消し通知を受けた申請者は、その通知を受けた日から14日以内に助成の払込済み金額（振込手数料を含む）を返還しなければならない。

3 前条2号、3号、4号、5号及び6号により、取消し通知を受けた者は、以後本助成の申請を行うことはできないものとする。

（権利譲渡等の禁止）

第16条 第9条の規程により、伊豆の国市店舗リフォーム助成事業（決定）通知書及び伊豆の国市店舗リフォーム助成事業交付（確定）通知書を受けた者は、助成金の交付を受ける権利を他人（請負事業者を含む。）に譲渡し又は 担保等に供してはならない。

（委任）

第17条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は商工会長が別に定める。

付 則

１ この規程は、平成２８ 年７月１ 日より適用する。

|  |  |
| --- | --- |
| 別表第1（第5条関係） 工事等（増築によるものを含む）  －－－－－－－－－－－－－－－－－－  対象とならない工事（不可とする工事） | ① 屋根工事（張替え・防水など）  ② 外壁工事  ③ 基礎工事  ④外構工事（店舗等敷地内とする）  　1.看板等構築物、　2.門、3.塀、　4.来客用駐車場、5.オープンテラス等  ⑤ バリアフリーに関する工事  ⑥ 床材・内壁・天井の張替えなどの内装工事  ⑦ 襖・障子・網戸・畳（張替えなど）  ⑧ 扉（自動ドアを含む）・窓ガラス・サッシ（交換など）  ⑨ 間仕切りの変更  ⑩ 看板・オーニング（日よけ）の修復や設置  ⑪ ビルドインエアコン、業務用エアコンの設備と設置は可とする。  ⑫来客用洗面・トイレの改修・設置  ⑬店内のＬＥＤ化の設備と設置に関するもの  ⑭来客の用に供するに限るもの（什器、備品を除く）  ⑭ その他、審査会で対象となる工事と判断されたもの  ――――――――――――――――――  ①備品・設備・機械など  ②厨房の改修や設置  ③給排水・衛生（換気を含む）設備・電  気・ガスに関するもの  ④ 浄化槽の設置・修繕、下水道接続工事  ⑤清掃、シロアリの駆除、その他防虫や消毒等の薬剤散布・消臭・塗布・抗菌処理（対象工事に付随するものを除く）  ⑥ 太陽光発電設備等、再生可能エネルギーの設備に関するもの  ⑦その他審査会で対象とならない工事と判断されたもの |

様式一覧（伊豆の国店舗リフォーム助成事業）

①申請書（様式第1号）　（伊豆の国市店舗リフォーム助成事業申請書）

②決定通知書（様式第2号）

③変更届（様式第3）（伊豆の国市店舗リフォーム事業変更届）

　（取りやめ、取り下げを含む。）

④完了証明書（様式第4号）（伊豆の国市店舗リフォーム助成事業工事完了証明書）

⑤確定通知書（様式第5号）

⑥請求書（様式第6号）

⑦取消書（様式第　号）

⑧委任状